

高齢者等の除雪費用を支援します!

※手続方法は昨年と同様です！

高齢者等世帯の除雪費用の負担軽減を図り、冬期間でも安全で安心な自立した生活を確保するため、本町に住所を有し、かつ居住実態のある世帯に対して、**令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間**支援します。申請期限は令和8年4月17日です。

◆支援する対象者は以下のとおりです。

① 65歳以上の高齢者世帯

② 重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当）

③ひとり親と18歳未満の子（当該年度に18歳に到達する子を含む）

◆支払い限度額（支払額の1/2を支援します）

1世帯あたり1シーズン限度額20万円を支援（40万円の支払額）とします。

◆手続きの変更点

これまで（～令和5年度）	昨年から（令和6年度～）
<p>①対象者は町に<u>補助金申請を提出</u>して、交付決定を受ける。 </p> <p>②除雪をしてもらいたい人は、業者や個人へ依頼する。 </p> <p>③除雪していただいた業者や個人に対して、請求額の「<u>全額</u>」を<u>お支払い</u>する。 </p> <p>④町に<u>実績報告書・作業内訳書・領収書（写し）を提出</u>し、後日個人の口座に請求額の半額の金額が振り込まれる。</p>	<p>①除雪をしてもらいたい人は、業者や個人へ依頼する。 </p> <p>②除雪していただいた業者や個人に対して、<u>請求額の「半額」をお支払い</u>する。</p> <p>完了</p> <p>※除雪の単価は、業者と個人間で相談して決めてください。</p> <p>※残り半額の支払いは、除雪を行った業者・個人が「<u>保健センター</u>」まで請求書を提出し、後日振り込みを行います。</p>